（市町村の境界の調査）

第二十二条　（略）

２　前項の規定による調査を行うに当たつては、関係市町村の関係職員及び境界に接する土地の所有者等の立会いを求め、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。ただし、土地の勾配が急であることその他の事情により、当該関係職員及び当該所有者等の立会いを求めることが適当でないと認める場合において、他の方法により当該境界を調査することができるときは、この限りでない。

３　第一項の規定による調査を行うことができないときは、調査図素図の当該部分に「境界未定」と朱書するものとする。

（現地調査の実施）

第二十三条　現地調査は、調査図素図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。ただし、街区境界調査にあつては、各街区について、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を行うものとする。

２・３　（略）

（図面等調査の実施）

第二十三条の二　図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。ただし、街区境界調査にあつては、各街区について、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を行うものとする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（筆界の調査）

第三十条　筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類（不動産登記法第百二十一条第一項の登記簿の附属書類をいう。）、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報（以下「筆界に関する情報」という。）を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

２　図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの（以下「筆界案」という。）を作成し、これを用いて前項の確認を求めるものとする。

３・４　（略）

５　第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」（街区境界未定」）と朱書するものとする。

（街区境界調査における現地調査等に関する特則）

第三十六条の二　第二十四条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十六条までの規定は、街区境界調査における現地調査等について、適用しない。

第四章　地籍測量

第一節　総則

（地籍測量の方式）

第三十七条　地籍測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによつて行うものとする。

一　地上測量による方式（以下「地上法」という。）

二　空中写真測量又は航空レーザ測量による方式（以下「航測法」という。）

三　前二号の方式を併用する方式（以下「併用法」という。）

（市町村の境界の調査）

第二十二条　（略）

２　前項の規定による調査を行うに当たつては、関係市町村の関係職員の立会いを求めるとともに境界に接する土地の所有者等を立ち会わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。

３　前項の規定による境界標の設置ができないときは、調査図素図の当該部分に「境界未定」と朱書するものとする。

（現地調査の実施）

第二十三条　現地調査は、調査図素図に基いて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

２・３　（略）

（図面等調査の実施）

第二十三条の二　図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（筆界の調査）

第三十条　筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類（不動産登記法第百二十一条第一項の登記簿の附属書類をいう。）、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報（次項において単に「筆界に関する情報」という。）を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

２　図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの（以下この条において「筆界案」という。）を作成し、これを用いて前項の確認を求めるものとする。

３・４　（略）

５　第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

（新設）

第四章　地籍測量

第一節　総則

（地籍測量の方式）

第三十七条　地籍測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによつて行うものとする。

一　地上測量による方式（以下「地上法」という。）

二　空中写真測量による方式（以下「航測法」という。）

三　前二号の方式を併用する方式（以下「併用法」という。）